

平成27年度 市民委員会資料①

【議案第167号】

川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料1

新旧対照表

市民・子ども局

(平成27年11月24日)

川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例新旧対照表

参考資料 1

改正後	改正前
<p>○川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、<u>所管区域及び事務分掌</u>を定める条例</p>	<p>○川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称<u>及び所管区域</u>を定める条例</p>
<p>昭和46年10月2日条例第38号</p>	<p>昭和46年10月2日条例第38号</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項及び第2項の規定に基づく<u>区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び分掌する事務</u>については、この条例の定めるところによる。</p>	<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項及び第2項の規定に基づく<u>区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域</u>については、この条例の定めるところによる。</p>
<p>第2条 略</p>	<p>第2条 略</p>
<p>第3条 略</p>	<p>第3条 略</p>
<p>(<u>区の事務所が分掌する事務</u>)</p>	<p>第4条 新規</p>
<p>第4条 <u>区の事務所が分掌する事務は、次のとおりとする。</u></p>	
<p>(1) <u>安全で安心なまちづくりに関すること。</u></p>	
<p>(2) <u>地域における保健衛生、社会福祉及び社会保障に関すること。</u></p>	
<p>(3) <u>子ども及び子育ての支援に関すること。</u></p>	
<p>(4) <u>暮らしやすい地域づくりに関すること。</u></p>	
<p>(5) <u>その他区民に身近な行政サービスに関すること。</u></p>	